

パブリックコメントの実施結果及び意見対応

1. 実施概要

(1) 公募期間

令和8年1月5日（月）～ 令和8年2月3日（火）

(2) 公表場所

- ・大町市ホームページ
- ・大町市役所、八坂支所及び美麻支所の各担当窓口

(3) 意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内の学校に在学する方
- ・市内に土地、建造物若しくは工作物を所有、占有若しくは管理する方

(4) 提出方法

- ・大町市役所の担当窓口を持参・提出
- ・郵送
- ・ファックス
- ・電子メール
- ・ながの電子申請

2. 実施結果

(1) 意見提出者

1名

3. 意見対応

いただいたご意見を要約し、要旨と当該意見への市の対応案（回答）を以下にまとめました。

意見番号	意見者番号	意見の要旨	回答
1	1	景観は観光の資源になるので景観計画は観光計画との関連性を考えて欲しい。	景観は大町市における重要な観光資源であり、景観計画策定の背景の一つです。景観計画の「計画の位置づけ」にも記載し、関連性を明記します。また、関係部署と連携しながら景観の保全を図っていきます。
2	1	小中学校に景観学習を入れてほしい。頭が柔らかいうちに景観が大事だと言う事を認識してもらおう。修学旅行や遠足で景観がいい地域とそうでない地域も見て比較考察する。	全世代に大町市の景観に対する理解や認識を深めてもらうことが、本計画における大きな目的の1つであると考えます。 今後、関係部署と連携しながら、小中学生への景観学習の機会の創出やあり方を検討していきます。
3	1	条例ができれば、地元の設計事務所や工務店に「景観壊しま宣言」を登録してもらおう。新築や外観のリノベーションの相談や設計、施工は業者が関わることが多いので、効果があるかもしれません。	ご指摘のように、事業者への計画の周知や啓発は重要と考えており、建設関連団体等を通して周知を図る予定です。計画の運用開始後にご理解いただけるよう、引き続き周知を図っていきます。
4	1	大町市の優れたビューポイントを巡るツアーを開催して、市民が景観に興味をもってもらう。この春、市民主導で実施する予定です。例えば、観音橋から見る北アルプスが素晴らしいのですが、観音橋の路肩に車を停車させて、撮影をしている迷惑な行為が見受けられます。そこで、駐車場が近くにあるのですが、あまり知られていないようです。西岸の総合体育館の駐車場から観音橋の中央まで歩きたくなるような仕掛けを工夫する。公衆便所が第二体育館の南にあり、すこし離れているため、知られていないかもしれないので、案内看板を設置するなど、また、公衆トイレと駐車場と観音橋が歩きたくなる工夫ができるといいかもしれません。このような個所が他にもあるかもしれないので、ツアーで探すことをします。	大町市の景観の保全や発信のためのご活動に感謝申し上げます。 観音橋は、景観重要眺望点として指定する予定のため、今後ビュースポットとして活用する中で、いただいた意見を参考にしながら検討していきます。
5	1	景観条例を制定しますというと、高さ制限があったり、外壁や屋根の色が制限されるのは反対という意見がありそうな気がします。そこで考える順番を遡ってみました。大町市民が末永く幸福に暮らすには→病院や福祉施設や	景観条例は、手続等を経て、令和7年12月24日に制定し、令和8年1月1日から一部施行しています。なお、景観施策における景観づくりの基準、景観づくり重点地域、景観重要眺望点等の具体的な内容につきましては、景観計画において

意見 番号	意見者 番号	意見の要旨	回 答
		<p>学校が維持される人口を維持すること →例えば工場誘致や大学誘致、観光振興などが考えられるが、大町市にあるものを有効利用する、特徴を活かすならやはり景観を売りにした観光振興だと思うので、景観条例をつくりましょう。というような流れで説明すると反対する人が減る（納得してもらえない）のではないかと予想しています。</p>	<p>定めることとしています。 景観計画は、令和5年からの住民懇談会、住民アンケート、パブリックコメント、検討委員会における審議を経て作成しています。今後の運用や景観施策の取組を推進するに当たっても、市民の皆様のご理解をいただきながら、市の各分野における施策とも連携し、必要に応じて計画の見直し等を図りながら進めていきます。</p>
6	1	<p>景観条例をつくるにあたり、市民の意見の合意が必要だと思いますが、どのように合意すればいいのか学習する必要があると考えます。</p>	<p>なお、本景観条例及び景観計画は、景観法に基づいており、高さや色についての厳格な規制は設けず、届出や勧告等を基本とする緩やかな規制誘導として「景観づくりの基準」等を定めていますのでご了承ください。</p>